

2021年2月25日  
日本機械輸出組合

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言再発令への対応の延長について

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言実施が3月7日（日）まで延長されていることに合わせ、1月14日付けでご案内いたしました当組合の下記業務対応を3月7日（日）まで延長することといたします。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言解除後の業務対応については、あらためてご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 事務局の業務体制

- (1) 期間：1月14日（木）～3月7日（日）の間、下記の業務実施体制といたします。
- (2) 会議・セミナー等について
  - ▶ 委員会・セミナー等は、Web会議システムを活用して従来通り開催いたします。
- (3) 情報配信について
  - ▶ 各グループからの各種情報について、引き続き週一回程度でまとめた配信といたします。
- (4) 輸出管理相談業務（講師派遣を含む）について
  - ① 電話での相談を一時休止いたします。組合ホームページでの相談は従前通り受け付けております。
  - ② ご来訪いただいて対面での相談業務は当面休止いたします。対面での相談をご希望の方にはWeb会議システム等により対応いたします。
- (5) 貿易保険申し込み業務について  
貿易保険のNEXIへの申し込み業務は通常通り行います。
- (6) 書籍・刊行物の販売
  - ① 引き続き当組合ホームページで購入の申し込みを受け付けております。
  - ② 窓口での販売、お電話・FAXでの購入受付は引き続き停止いたします。
- (7) お問い合わせ  
電話、Eメールでのいずれでもお問い合わせに対応いたしますが、在宅勤務を実施しているため、担当者が出勤時にまとめて回答させていただくなど、お答えにはお時間を頂くこともありますことを予めご了解下さい。

その他ご質問

日本機械輸出組合総務企画グループ  
03-3431-9507